

「タイのハロウィーンと新着ニュース」

辻本 浩一郎

<タイのハロウィーン>

仏教国タイにおいてもハロウィーンは季節イベントとして定着しています。今回はタイのハロウィーンはどのような雰囲気か現地の様子をお伝えします。

お店やデパートでは日本同様にハロウィーンの飾り付けがされ、飲食店ではかわいらしい限定メニューが提供されています。しかし、スーパーなど小売店では、飾り付けはされていても日本のような限定商品はほとんど見かけません。タイの小売店ではそもそも、季節・催事限定商品や新商品の展開は日本と比べかなり少ない印象です。

日本と同様に市街地に集まる若者も多くいます。タイの原宿とも言われる流行の中心地「サイアムスクエア」では、10月27～29日までの3日間にわたりハロウィーンイベントが開催されました。企業主催で総勢 100 組を超える歌手を招いてコンサートを開き、多くの若者でにぎわいを見せました。会場周辺には十分な人数の警備員や警察官が配備され人流を厳しくコントロールし、安全面に配慮した会場運営がされていました。29日の日曜日に現地を訪れた際には、仮装をしている人は多くはなく、イベントの雰囲気を楽しみに遊びに来ている層が多いように見受けられました。

その他、社内やコンドミニウムなどにおいても親睦イベントとしてハロウィーンを楽しむ様子が SNS 上で散見されました。

国民の 9 割以上が仏教徒のタイにおいてもハロウィーンは一つの季節イベントとして定着しているようです。

<タイ新着ニュース>

外国での収入に課される個人所得税徴収の新たなガイドライン

歳入局は、外国で収入を得た個人が個人所得(PIT)を納付する新しいガイドラインとして、省令 No Por. 161/2566 を公布しました。新しいガイドラインでは、外国で得たいかなる所得もタイにその所得を持ち込んだ年の PIT に算入することが求められ、これは 2024 年 1 月 24 日から効力を発します。このガイドラインにより PIT の支払い義務を負う個人は、次の条件に合致する者となります。

1. 雇用、事業、資産などにより外国で得た所得があり、且つ
2. タイの居住者で、課税年度にタイに合計 180 日以上滞在しており、且つ、課税年度にその課税所得をタイに持ち込んだ者

これは、歳入増加とタイ国外での収入の税金逃れを防ぐ措置とみられています。



【大手アイスチェーンのハロウィーン限定メニュー】



【サイアムスクエアで楽しむ若者たち】